

「福岡市地下水汚染対策委員会」の規約改正について

「福岡市土壌汚染検討委員会」の
「福岡市地下水汚染対策委員会への統合」について

1 趣旨

「福岡市土壌汚染検討委員会」は、平成 15 年に施行された土壌汚染対策法において、一部の特定有害物質は土壌中に自然的原因により存在する場合があります、同法の適用外となるため、発見された土壌汚染が自然的原因によるものか本市において判断することが必要になることから、有害物質の化学的性質や地質、地下水の流向・流速等に関して専門的な見地からの判断を要することから設置されたものである。

しかし、平成 22 年の改正法施行により、土壌汚染が自然的原因であったとしても法対象とされたこと（ただし、自然由来特例区域の指定の際に判断が必要）から、当該委員会の活動が著しく低下し、平成 20 年を最後に、法改正以降は 1 度も開催されていない。

そのため、「福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第 5 条第 1 項

(3) 1 年以上活動実績がない等、活動が著しく不活発なもの

に該当することとなるため、「福岡市地下水汚染対策委員会」との統合を行うもの。

2 土壌汚染検討委員会の必要性について

「福岡市土壌汚染検討委員会」については、法改正以降、自然的原因についても法対象となったため、土地所有者からの申請は無いと考えられるものの、区域指定の際、自然由来特例区域とするかどうかの判断が必要となる場合に助言を得る場が必要である。

「福岡市地下水汚染対策委員会」は、福岡市における地下水汚染の原因解明、健康問題に関する検討を行うため設置されており、市職員以外の委員は、「福岡市土壌汚染検討委員会」と同様となっている。これは、地下水については、有害物質の化学的性質や地質、地下水の流向・流速等に関して専門的な見地からの判断を要するためである。

地下水汚染については人為汚染以外に自然的要因が原因となることが多く、これまでも多くの事例で助言をいただいたところであり、土壌汚染に関しても、自然的由来であるかどうかの判断する際に、「福岡市地下水汚染対策委員会」においても助言をいただくことは可能と考える。

よって、「福岡市土壌汚染検討委員会」は「福岡市地下水汚染対策委員会」に統合することが適当である。

3 統合後の要綱について

(1) 名称について

「福岡市地下水・土壌汚染検討委員会」とする

(2) 会議の開催について

「福岡市土壌汚染検討委員会」設置要綱第7条において、会議の開催は、

(1)福岡市長が必要と認めるとき

(2)土地所有者等から申請があった場合で、福岡市長が必要と認めるとき

となっているが、前述したように、自然的原因であったとしても法対象となることから、土地所有者にとってのメリットはほとんど無く、事実、平成22年の法改正以降は申請はない。そのため、会議開催要件から土地所有者等からの申請は外すものとする。

(3) 委員の招集について

「福岡市地下水汚染対策委員会」については、市職員が委員として召集されるが、土壌汚染の案件については、自然的原因かどうかの主であり、地下水汚染が無い場合については、学識経験者のみの招集とする。

4 統合手続きについて

(1) 現行委員の承諾

「福岡市土壌汚染検討委員会」の委員のすべてに統合に関し承諾を得るものとする。

また、「福岡市地下水汚染対策委員会」の委員のうち、市職員委員以外の委員すべてに統合に関し承諾を得るものとする。

(2) 統合時期について

平成28年4月1日をもって統合・施行することとする。

なお、委員の任期は、統合する側の「福岡市地下水汚染対策委員会」の委員の任期である平成28年8月31日までとし、それ以降は改めて委員選任手続きを行う。

参考) 現行の要綱での委員名簿

福岡市地下水汚染対策委員会委員名簿	
1	学 識 経 験 者 (5 0 音 順)
	井上尚英 九州大学名誉教授
	島田允堯 九州大学名誉教授
	神野健二 九州大学名誉教授
	松藤康司 福岡大学工学部教授
2	市 職 員
	保健福祉局生活衛生部長
	該当区役所保健福祉センター所長
	環境局環境監理部長

福岡市土壌汚染検討委員会委員名簿		
	学 識 経 験 者 (5 0 音 順)	専 攻
	井上尚英 九州大学名誉教授	衛生学
	島田允堯 九州大学名誉教授	鉱床学
	神野健二 九州大学名誉教授	水資源工学
	松藤康司 福岡大学工学部教授	廃棄物工学

福岡市地下水汚染対策委員会等において検討された物質一覧

年度	区	地区	物質名
8	東	大字香椎（長谷ダム北側地区）他	砒素
9	東	香椎駅前	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素
	博多	井相田他	水銀
	南	老司他	水銀
10	西	今宿東	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
11	博多	東雲町他	ふっ素
	東	蒲田	ふっ素
	博多	光丘町	鉛
12	博多	那珂	水銀
	博多	呉服町他	硝酸及び亜硝酸性窒素
	博多	榎田他	砒素、ふっ素、ほう素
	東	郷口町	硝酸及び亜硝酸性窒素
	東	筥松他	ふっ素、ほう素、硝酸及び亜硝酸性窒素
	中央	地行他	硝酸及び亜硝酸性窒素
13	早良	小田部他	水銀
16	城南	片江他	水銀
17	東	香椎副都心	ふっ素
18	博多	博多駅南	六価クロム（土壤汚染）
	城南	東油山	四塩化炭素
	南	三宅他	ふっ素
	西	徳永他	ふっ素、ほう素
19	東	青葉	水銀
	東	上和白	硝酸及び亜硝酸性窒素
	東	下原	硝酸及び亜硝酸性窒素
	博多	東比恵他	ふっ素
	西	太郎丸	ふっ素
20	東	筥松公園	鉛
	東	青葉	水銀
	東	和白	硝酸及び亜硝酸性窒素
	東	下原	硝酸及び亜硝酸性窒素
	博多	東比恵他	ふっ素
	西	太郎丸	ふっ素
22	博多	青木	硝酸及び亜硝酸性窒素
	早良	西	ふっ素
	西	戸切	硝酸及び亜硝酸性窒素
	西	生の松原	鉛
23	早良	小田部	硝酸及び亜硝酸性窒素
	早良	南庄	ふっ素、ほう素
24	城南	茶山	硝酸及び亜硝酸性窒素
	博多	博多駅南	六価クロム

■■■■ 土壤汚染検討委員会による検討

○ 福岡市地下水・土壌汚染対策検討委員会設置要綱 (統合案)

(目的)

第1条 福岡市における地下水及び土壌汚染の原因解明，健康問題に関する事項等の検討を行うため福岡市地下水・土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 地下水又は土壌汚染の原因の解明等に関する事項
- (2) 地下水又は土壌汚染に起因する健康問題等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(対象とする特定有害物質)

第3条 委員会での検討の対象とする特定有害物質は，地下水汚染については水質汚濁防止法第二条第二項第一号に，土壌汚染については土壌汚染対策法第二条第1項に規定された物質とする。

(組織)

第~~3~~4条 委員会は委員9名以内をもつて組織する。

- 2 委員会は，別表に定める学識経験者及び市職員で組織する。
- 3 市職員には地下水の汚染地区が所在する区の区役所職員を含める。

(委員長及び副委員長)

第~~4~~5条 委員会には委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は，議事その他会務の総括を行う。
- 4 副委員長は，委員長が指名する。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故のある時は，その職務を代行する。

(任期)

第~~5~~6条 委員の任期は3年とする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

- 2 委員は，再任されることができる。

(会議)

第~~6~~7条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

2 委員長は，その委員会で討議すべき内容に応じて，出席すべき市職員である委員を選定することができる。

3 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者の会議への出席を求め，説明または意見を聞くことができる。

(委員会，資料の公開)

第~~7~~8条 委員会の会議及び資料は公開とする。ただし，その会議における審議の内容が，福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるとき，又は紛争処理等に係るものであって，会議及び資料を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは非公開とする。

(議事録)

第~~8-9~~条 委員会の事務局は議事録を作成する。ただし、特別の事情により議事録を作成しなかった場合はその理由を明らかにする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 委員会の報告書、議事録等はこれを公表する。ただし、福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときはこの限りでない。

4 委員会の報告書、議事録等を公表しないときは、その理由を明らかにする。

(庶務)

第~~9~~条~~10~~条 委員会の庶務は、環境局環境監理部環境保全課において行う。

(委任)

第~~10-11~~条 この要綱の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月31日より施行する。

(福岡市地下水浄化対策検討会規約の廃止)

2 福岡市地下水浄化対策検討会規約(平成3年3月1日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月18日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 月 日より施行する。

(福岡市土壌汚染検討委員会設置要綱の廃止)

2 福岡市土壌汚染検討委員会設置要綱(平成17年5月1日)は、廃止する。

別 表

福岡市地下水・ 土壌汚染検討対策 委員会委員名簿	
1	学 識 経 験 者 (5 0 音 順)
	井上尚英 九州大学名誉教授 島田允堯 九州大学名誉教授 神野健二 九州大学名誉教授 松藤康司 福岡大学工学部教授
2	市 職 員
	保健福祉局生活衛生部長 該当区役所保健福祉センター所長 (副所長) 環境局環境監理部長